

# 健やかな成長を願って



市では1歳を迎えるお子さまに、日本一の名産もち米を使った「誕生もち」を贈呈しています。



伊藤 未羽ちゃん  
平成30年8月生まれ

### 保護者からの メッセージ

1歳のお誕生日おめでとう！  
これからもたくさん笑って泣いて、いっぱい思い出作ろうね♡  
笑顔が素敵で元気な女の子に成長してね！



早矢仕 結哉くん  
平成30年5月生まれ

### 保護者からの メッセージ

ありがとう いつも笑顔の ゆうやくん

### 「誕生もち」とは

お子さまの満1歳の誕生日を祝う行事に使うもちで、1升ほどのもちを風呂敷などにくるんで赤ちゃんに背負わせて歩かせたりします。  
「もちのように粘り強い体と心を授かる」「一生食べ物に不自由しない」「すくすくと成長する」などさまざまな願いが込められています。

問い合わせ こども未来課子育て支援係(名寄庁舎2階) ☎01654③2111(内線3245)



## 「裁判準備期間事前通告書」 の封書に注意！

## 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

### 事例

昨日、「裁判準備期間事前通告書」と書かれた通知が封書で届いた。書面には、「訴状が提出された」「訴訟準備期間を経て民事訴訟に移行する」などと書いてある。訴状内容や原告訴訟代理人名が書かれており、抗弁取下げ申請受付最終期日が明日の日付である。差出人は、封書に「通達管理事務局」とあるが、書面には法務省 被告管理事務局の相談窓口の電話番号が記載されている。心当たりはない。無視してよいだろうか。(市内70代女性)



- ◆10月以降、「裁判準備期間事前通告書」「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などの封書やはがきが届いたとの相談が多発しています。
- ◆これらは、法務省の名称を不正に使用した架空請求です。封書に書かれている団体と法務省とは一切関係がありません。記載の電話番号には、絶対に連絡しないでください。
- ◆文面は、「財産の差し押さえを強制的に執行する」などと不安をあおり、本人からの連絡を求めています。連絡すると、自分の電話番号が相手に知られてしまい、さまざまな名目でお金を要求されます。
- ◆このような封書が届いたときは、消費生活センターに相談してください。

### アドバイス

困ったときは消費生活センターに相談ください。